



鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)
号外第100号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(18)(給与課)..... 1
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(19)()..... 3

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第18号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学術振興課の参事、主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、人事委員会が定めるものに限る。)</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総務課の主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。)</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用</p>

する。

- (1) 略
- (2) 教育・学術振興課の参事、主幹及び副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、人事委員会が定めるものに限る。）
- (3)~(11) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1)~(3) 略
- (4) 畜産試験場の場長、専門研究員、室長及び研究員
- (5) 中小家畜試験場の場長、専門研究員、室長及び研究員
- (6)~(11) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 中部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師
- (2) 略
- (3) 福祉保健局の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師
- (4)及び(5) 略

(6) 略

(7) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 中部総合事務所福祉保健局又は日野総合事務所福祉保健局の課長（技術吏員に限る。）技幹、課長補佐（技術吏員に限る。）主幹（技術吏員に限る。）係長（技術吏員に限る。）主任（技術吏員に限る。）薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 略

(4) 略

- (5) 福祉保健局の課長（技術吏員に限る。）技幹、課長補佐（技術吏員に限る。）主幹（技術吏員に限る。）係長（技術吏員に限る。）主任（技術吏員に限る。）薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(6) 略

する。

- (1) 略
- (2) 総務課の主幹及び副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。）
- (3)~(11) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1)~(3) 略
- (4) 畜産試験場の場長、専門研究員、科長及び研究員
- (5) 中小家畜試験場の場長、専門研究員、科長及び研究員
- (6)~(11) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 日野総合事務所の局長
- (2) 略
- (3) 健康福祉センターの所長、部長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師
- (4)及び(5) 略
- (6) 日野保健所の所長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師

(7) 略

(8) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 健康福祉センター又は日野保健所の課長（技術吏員に限る。）技幹、課長補佐（技術吏員に限る。）主幹（技術吏員に限る。）係長（技術吏員に限る。）主任（技術吏員に限る。）薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(1) 略

(2) 略

(3) 略

- (4) 健康福祉センター又は日野保健所の課長（技術吏員に限る。）技幹、課長補佐（技術吏員に限る。）主幹（技術吏員に限る。）係長（技術吏員に限る。）主任（技術吏員に限る。）薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(5) 略

(7) 略

(8) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所の技幹、助産師、看護師及び准看護師

(2) 福祉保健局の技幹、助産師、看護師及び准看護師

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(6) 略

(7) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 健康福祉センター又は日野保健所の技幹、助産師、看護師及び准看護師

(7) 略

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

別表第3の4(第2条の2関係)

教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 略 2 本庁の副主幹の職務 3~13 略
3 級	1 略 2 本庁の参事若しくは主幹又は困難な業務を処理する副主幹の職務 3~12 略
略	

別表第3の5(第2条の2関係)

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 略 2 本庁の副主幹の職務 3~10 略
3 級	1 略 2 本庁の参事若しくは主幹又は困難な業務を処理する副主幹の職務 3~10 略
略	

別表第3の7(第2条の2関係)

医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 中部総合事務所又は日野総合事務所(以下「総合事務所」という。)の課長、 医長又は副医長の職務 2 略 3 略 4 福祉保健局の課長、医長又は副医長の職務 5 略 6 略
3 級	1 総合事務所の局長、副局長又は困難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務 2及び3 略 4 福祉保健局の局長、副局長又は困難な

改 正 前

別表第3の4(第2条の2関係)

教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 略 2 本庁の主幹又は副主幹の職務 3~13 略
3 級	1 略 2 本庁の困難な業務を処理する主幹又は副主幹の職務 3~12 略
略	

別表第3の5(第2条の2関係)

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 略 2 本庁の主幹又は副主幹の職務 3~10 略
3 級	1 略 2 本庁の困難な業務を処理する主幹又は副主幹の職務 3~10 略
略	

別表第3の7(第2条の2関係)

医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 略 2 略 3 健康福祉センター又は日野保健所の課長、医長又は副医長の職務 4 略 5 略
3 級	1 日野総合事務所の局長の職務 2及び3 略 4 健康福祉センターの所長、部長又は困

	業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務 5 略 6 略 7 略
4 級	1 中部総合事務所の困難な業務を処理する局長又は副局長の職務 2 略 3 略 4 福祉保健局の困難な業務を処理する局長又は副局長の職務 5 略 6及び7 略

	難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務 5 略 6 日野保健所の所長又は困難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務 7 略 8 略
4 級	1 略 2 略 3 健康福祉センターの困難な業務を処理する所長の職務 4 略 5 健康福祉センターの困難な業務を処理する部長の職務 6及び7 略

別表第3の8（第2条の2関係）

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 総合事務所、福祉保健局又は食肉衛生検査所の係長の職務 2～4 略
4 級	1 総合事務所、福祉保健局又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分掌する係の長の職務 2～4 略
5 級	1 総合事務所又は福祉保健局の課長、課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 2～5 略
6 級	1 総合事務所又は福祉保健局の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 2及び3 略
7 級	1 総合事務所又は福祉保健局の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 略

別表第3の8（第2条の2関係）

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 健康福祉センター、日野保健所又は食肉衛生検査所の係長の職務 2～4 略
4 級	1 健康福祉センター、日野保健所又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分掌する係の長の職務 2～4 略
5 級	1 健康福祉センター又は日野保健所の課長、課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 2～5 略
6 級	1 健康福祉センター又は日野保健所の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 2及び3 略
7 級	1 健康福祉センター又は日野保健所の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 略

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

